

# THE RED PROLETARIAN 赤いプロレタリア

●編集:共産主義者協議会 ●発行所:レッドプロレタリア社 東京都豊島区目白2-18-15 目白コンコルド101  
●発行2016年4月1日42号 ●郵便振替00130-7-638910 ●一部200円/年間購読:2000円(送料込み)隔月発行

## 【巻頭言】

### 安倍改憲政権の〈反テロ戦争〉への本格参戦を阻止しよう！

### 米韓合同軍事演習反対！東アジア人民連帯で冷戦構造の解体を！

昨年4月の新ガイドライン改定と9月の戦争法成立で日米軍事一体化が一举に推し進められた。自衛隊は、米日韓軍事同盟の強化を通じて軍事・経済大国化した中国の権益拡大を封じ込め、アジア太平洋における覇権を維持しようという米帝の東アジア軍事戦略に完全に組み込まれつつある。自衛隊と米軍の軍・軍の直接的な連携(共同訓練、合同作戦計画策定等々)が深く進行していることは、昨年の安保関連法案をめぐる国会審議の中でも暴露された。自衛隊の前身である警察予備隊が朝鮮戦争開戦直後に「アジアにおけるアメリカ軍の補完部隊として創設」(瀧川厚『暴走する自衛隊』ちくま新書)された歴史を想起させられる。沖縄では「負担軽減」の空文句の裏で、オスプレイ普天間配備、高江・伊江島等の訓練施設の整備、F16・F22の嘉手納暫定配備など、在沖米軍基地の機能強化と並行して宮古・八重山諸島への陸自施設建設・地对空ミサイル部隊配備、海自那覇基地への第9航空団新設F15倍増配備など、琉球列島の軍事植民地化が際限なく進められている。辺野古の新たな巨大軍事基地は、日米共同使用を前提とした

一大軍事拠点として位置づけられる。

3月7日、朝鮮民主主義人民共和国の核実験と人工衛星発射を口実とした史上最大規模の韓米合同軍事演習が始まった。北への先制攻撃と体制崩壊を狙う「作戦計画5015」を適用した軍事挑発であり、朝鮮半島で極度の対立構造が作られている。安倍政権は米帝が主導するこの戦争挑発策動に積極的に加担しようとしており、軍事要塞化が進む琉球列島はその最前線に立たされている。

まさにその真っ只中で、辺野古の海と陸における非妥協の直接行動が、安倍の戦争国家化の最前線、辺野古の軍事拠点建設作業を「中断」に追い込んだ。5月の伊勢志摩サミットで、世界のあらゆる地域で米軍と共に軍事行動できる国家として、〈反テロ戦争〉への本格参戦宣言を目論む安倍政権に痛打を浴びせたのだ。

昨年11月のパリにおける大規模な襲撃事件を受けて、フランス大統領オランドは「我々は戦争状態にある」と非常事態を宣言した。このフランスの「戦争酔い」(「ル・モンド・ディプロマティーク」12月号)が全世界を覆いつつある。〈戦場〉が突然帝国主義本国内に出現した時、マスコ

ミを総動員して見えない〈敵〉に対する「報復」感情を掻き立てる。しかし、空爆下のシリアやイラク、パレスチナ等々で、パリの事件に倍する人々が毎日血を流している現実は見向きもされない。略奪的な資本の暴力が地球規模で貧困と殺戮を蔓延させる時代。〈戦場〉がいつでも出現しても不思議ではないというべきであり、日本も例外ではありえない。

沖縄の闘いに呼応し、安倍政権による〈反テロ戦争〉への本格参戦を阻止する大衆的政治行動を組織しよう！東アジアの人々と共に残存冷戦構造を解体する闘いを進めよう！「集团的帝国主義」(S.アミン)による破壊と殺戮に反対する全世界の人々と連帯しよう！

■4月24日(日)〈4・28〉シンポジウム  
14時 全水道会館 資料代500円  
テーマ 〈反テロ戦争〉に向かう時代に考える  
—世界史の中の沖縄/辺野古  
出席者 田仲康博さん(国際基督教大学)  
板垣雄三さん(東大名誉教授)  
丸川哲史さん(明治大学)  
司会 伊吹浩一(専修大学)  
主催 〈4・28〉シンポジウム実行委員会  
協賛 九条改憲阻止の会

■5月8日(日)伊勢志摩サミット反対集会  
14時 南部労政会館 資料代500円  
講演「中東から見た世界の現在」  
講師 田原牧さん(東京新聞特報部)  
\*5月22日(日)午後新宿デモ予定  
主催 実行委員会(呼びかけ:戦争法廃止・安倍たおせ!反戦実行委員会ほか)

# 新日米同盟を揺るがす辺野古の闘い

## 「埋立て工事中断」から 「新基地建設断念」へ追い込もう！

### 沖縄文化講座

3月4日、日本政府は、福岡高裁那覇支部が示していた和解案を受け入れ、辺野古の「埋立て工事中断」を発表した。「工事中断」は翁長知事がくり返し求めていたものであり、辺野古の海と陸の闘い—長期持続・非妥協の直接行動が勝ち取った成果だ。辺野古の闘いが安倍官邸を追い詰め、新日米同盟を揺るがし、辺野古新基地建設計画そのものを座礁させつつある。特に昨年11月から始まった「水曜行動」（早朝から300人以上を工事用ゲート前に集中動員して工事車両の進入を止める行動）が本年1月から「木曜行動」まで拡がり、さらに「火曜行動」も提起され工事用ゲートが思うように使えない状況が現出しつつあったことは、沖縄防衛局を苛立たせていたに違いない。ボーリング調査も未だに終わっていないし、ましてや埋立本体工事など何一つ手をつけることができていない。まさに沖縄防衛局は八方塞がりの状態にあったのだ。

キャンプシュワブゲート前の抗議の波は辺野古弾薬庫に近い第二ゲート、第三ゲートまで拡がり米軍の日常的な訓練にまで影響を及ぼしかねない事態が生じつつあったことも、米国の顔色に敏感な安倍官邸を震撼させていたに違いない。

報道によると、1月29日の和解案提示にあたって裁判長は「今後も裁判で争うなら延々と法廷闘争が続く可能性があり、(国が)勝ち続ける保証はない」と政府側に通告した。2月23日上院軍事委員会公聴会で米太平

洋軍ハリス司令官は「辺野古移設が2年あまり遅れている」と米軍幹部として初めて建設の遅れを認めた。

「ハリス氏は…日本側が2015年度予算で計上した200件の代替施設関連工事のうち、『完了したのはわずか9施設で、8件が進行中』と遅れを指摘。さらに…デモなどが建設計画に影響を与えているとし、…懸念を表明。日本政府が抗議活動の管理を目的に、本土から沖縄に警視庁機動隊を派遣した点に言及した上で、『状況改善はほとんど進んでおらず、抗議はエスカレートし続けている』と表明した」(2/25 沖縄タイムス)

ハリスの指摘は具体的であり、米軍が直接辺野古の現場で情報収集していることをうかがわせる。菅や中谷は慌てて「工事の遅れは米側に伝えていない」「移設計画をしっかりと進めていく」と打ち消してみせたが、3月2日米上院歳出委員会小委員会公聴会でネラー米海兵隊総司令官が「抗議活動や沖縄県知事の支援不足」が原因で工事が2年あまり遅れていることを改めて言明した。

辺野古の海と陸の闘いで沖縄防衛局は八方塞がりに陥り、工事の大幅な遅れは隠しようがなくなった。政権内、防衛省内の焦りと動揺と混乱が表面化し、リーク情報も出てきた。例えば「辺野古工事、春以降に先送り」(2/1 産経新聞)、昨年12月に官邸もコンクリートブロック投下を判断したが、「法務省など政権内の一部から」異論が高まり封印された(文藝春秋3月特別号)等々。それが米

側にも伝わり、安倍官邸への不信が高まりつつあった。新日米同盟に揺らぎが生じた瞬間だ。裁判所からも代執行訴訟「敗訴」の可能性が伝えられ、安倍は「和解案受け入れ」「工事中断」を選択せざるを得なくなった。

しかし安倍は直後の会見で「辺野古が唯一の選択肢という考えに変わりはない」とも述べている。米政府のコメントも口裏を合わせている。日米とも辺野古を断念する気はないということだ。参議院選と最高裁判決の勝利を経て、世論を味方につけ、一気呵成に沖縄側に屈服を迫る。—そんな政権側の思惑、希望的観測に満ちたシナリオが透けて見える。翁長知事は安倍の発言へのコメントを求められ、「大変残念な発言。唯一というなら話は進まない。和解に応じた時に話す言葉ではない」と切って捨てた。

「和解受け入れ」の3日後、国交相は翁長知事に対し「是正指示」を発した。「新たな訴訟に持ち込んで最高裁判決で国側が勝訴すれば、翁長知事は辺野古を容認せざるを得ない」—今回の「和解」の趣旨を歪曲した宣伝攻勢が始まっている。3月9日の県議会で翁長知事は今回の和解が「埋立承認取消処分に関わる和解」であり、「敗訴しても知事権限を行使」する決意を改めて表明した。

13日、那覇市内でキャンプシュワブ所属の米兵が準強姦容疑で逮捕され、ゲート前での抗議行動が広がっている。15日、新ゲート前で抗議中の男性が軍警備員に拘束され刑特法違反容疑で不当逮捕され(翌日解放)、現地の緊張も高まっている。

警視庁機動隊も海保も警備会社も撤退したわけではない。辺野古の海と陸の現場の闘いを強化拡大し、「作業中断」を「辺野古断念」に追い込もう！

## 沖縄・辺野古日誌 (辺野古の現状を、現地から随時レポート)

### <3月4日の「和解」発表直後の「水曜行動」「木曜行動」>

#### 阿部貴之

#### 3月9日(水)

早朝からくもり空、9時半頃から雷雨で土砂降りとなり、ゲート前行動は午前中で切り上げ。機動隊、沖縄防衛局の動きは終日なかった。

この日は早朝行動から、豊見城村、北中城村、本部町、金武町など各地の島ぐるみ会議が参加。水曜の集中行動日としては少なめの約200人、県議も3人。議員が少ないのは、議会が開会中という事情もある。この日のゲート前行動の責任者の沖縄平和運動センター議長・山城博治さんは、『「和解」を演出し、ゲート前行動を解体し、ゆるゆるにする政府の試み』を指摘し、現場闘争の緩みに警告を発した。「和解と言いながら、7日に国交相が知事の承認取消し処分に対する『是正指示』を出した。政府は和解する気など最初から無い！埋立工事は中断すると言っているが、キャンプシュワブ内の作業は継続する可能性が高い。警戒を解くわけにはいかない！」座込み参加者から「そのとおり！」の声が挙がる。安倍政権の相変わらずの強硬姿勢に、現地では怒りと不信が渦巻いている。途中から雨が降り出し、工事用ゲートからテントに引き上げて集会継続。ここで県の弁護団の加藤弁護士から「和解」についての解説があった。

加藤弁護士によれば、今回の和解の内容は、最高裁で勝訴することに匹敵する。(1)代執行訴訟が地方自治法の改正の趣旨を踏みにじる手続きであることが裁判所に糾弾されたこと。(2)埋立工事が次の最高裁判決まで中断されたことの2点で、画

期的なもの。国は、自らに不利な内容の「和解」を受け入れざるをえなかった。今後の手続きは3月7日の国交相の「是正指示」について県は国地方係争委員会に審査申立をする(14日に申立)。認められなければ「是正の指示」の取消訴訟を提起する。県はその判決には従う。これは埋立承認取消に伴う争いに決着がつくということであって、他の知事権限を拘束するものではない。昨日(8日)県議会で知事が「今回敗訴しても権限を行使する」と明確に答弁しているが、それに対して菅官房長官が「和解条項に従うべきだ」と批判し、知事が新基地建設を容認したかのようにねじ曲げて宣伝している。とんでもない。そんなことよりも、閣議決定までした代執行手続きが司法に否定されたことを重く受け止めるべきだ。

続いて沖縄平和市民連絡会の北上田毅さんが「確かに埋立工事とボーリング調査は中断すると政府は明言したが、シュワブ内の陸の工事がある。ゲート前行動を緩めてはいけない」と「生コンプラント建設工事」などの陸の作業に注意を喚起し、「陸の作業も中断させるために、ゲート前の監視行動を強めよう」と呼びかけた。

#### 3月10日(木)

強い雨の中、風も冷たく、昨日より10度以上は気温が低い感じ。早朝から、うるま市、沖縄市、北谷町、宜野湾市の島ぐるみ会議を中心に130人以上が集まった。山城博治さんが、「昨日の現地対策会議で、一週間ゲート前の早朝行動を継続し、基地

内の陸の工事の状況を見極めた上で、その後の方針を決定することになった」と報告した。

この日のゲート集会で元裁判官の仲宗根勇さんから「和解は安倍官邸から仕掛けられた罠だ」という刺激的な問題提起があった。その要旨は以下のようなものだ。

3月6日の沖縄タイムスは、和解案が安倍官邸と法務省が周到に練り上げた作文であると伝えている。これは司法権への露骨な介入だ。特に和解条項の第9項目が大問題。判決の主文だけでなく、判決を導く「理由の趣旨に沿った手続きを実施するとともに、その後も同趣旨に従って互いに協力して誠実に対応することを相互に確約する」と書いてある。

これこそ安倍が仕組んだ罠だ。民事訴訟法114条1項に判決の規範力は主文に限られるという規定がある。判決理由やその後の対応まで約束させるのはとんでもない。

この発言には、「和解条項に懸念すべき表現があることは事実だが、工事中断に追い込んだことを重視すべきだ」「県が安倍官邸の罠に絡め取られないようにするためにも、辺野古の現場の闘いを一層強化する必要がある」「あらゆる権限を行使して新基地建設を阻止する決意を改めて県議会で表明した知事を信頼し、支えていこう」等々の発言が相次いだ。



3月21日キャンプシュワブゲート前抗議集会に2500人。沖縄タイムス号外から

# サミット戒厳体制にNO！ 治安法攻撃に抗する広範な闘いを！

## 港 憲治

(破防法・組対法に反対する共同行動)

安倍政権は衆参同時選挙を画策しながら、一気に改憲に突き進む方針だ。2016年は昨年戦争法成立を受けて、自衛隊派兵一戦争のできる国へと転換する重大な岐路にある。そのなかで看過できないのは、治安法の本格的整備である。「テロとの戦い」を宣言した安倍にとっては、徹底したテロ対策＝治安法再編が急務となってきている。既に、昨年末からは「産経」が先兵として「共謀罪新設を早急に」キャンペーンを展開、自民党幹事長・谷垣も、11月17日の記者会見で「共謀罪を新設して国際社会と連携する必要がある」と明言し、副総裁・高村も自民党役員連絡会で「法整備をしっかりとやらなければいけない」、さらに官房長官・菅も「条約締結に伴う法整備は進めていく必要がある」と表明した。

共謀罪は、2004年に国会上程されたが、2006年、3度にわたる強行採決策動も頓挫、野党はもとより、多くのメディア、学者、弁護士、市民運動の拡がりや廃案へと追い込んだのであった。しかし情勢は大きく変化した。

共謀罪復活の先駆けともいえる刑事訴訟法・盗聴法の改悪は、昨年の通常国会で衆院を通過、参院では審議がストップしたまま継続審議。今国会では、3月末の予算成立を受けて、いよいよ参院での攻防が再開される見通しだが、会期末6月1日は、参院選を控えているので延長できず、5月の連休やサミットを引けば会期は短い。しかし手を緩めてはならない。

この刑事訴訟法・盗聴法改悪の問題点をあらためてポイント整理するならば、まず第1に、「捜査手法の改革」と大々的に打ち出した、「取り調べの可視化」はごく一部、それも警察の恣意的判断に委ねられるので、警察にとって都合が悪ければなされないというひどいものだ。続いて、司法取引の導入は、アメリカFBIを真似た「おとり捜査」は、アメリカでも問題続出なのに、日本の警察がこれを手にすれば、情報提供＝密告による冤罪が増加することが予想される。そして極め付けが盗聴法の改悪だ。1999年成立した盗聴法（通信傍受法）は、反対運動の盛り上がりで当初より大幅な縛りをかけられ、警察にとっては「使い勝手の悪い」法律となった。ところが今回の改定案は、現行で限定されている4業種（薬物、銃器など）から、傷害、窃盗、詐欺など大幅に範囲が拡大、しかも今度は通信事業者の立ち会いなしで、警察が警察施設の中で専用装置を使って自由に盗聴し放題と、とんでもない拡大になるのだ。

昨年来、冤罪被害者も先頭に立って反対運動も少しずつではあるが、広がってきている。しかし安保法制、沖縄辺野古新基地、原発再稼働反対の大衆行動に比べれば、中身の浸透は遅れているのが現状だ。治安法のステップはまた、改憲の緊急事態条項とも連動するものである。さらに広範な戦線の構築が求められている。

3月13日には、2002年以来継続し、8回目になる「戦争と治安管理に反

対するシンポジウム 対テロ戦争とは何か 今こそ断ち切ろう！戦争と弾圧・排除の道」が、東京・南部労政会館で行われた。足立昌勝さん（関東学院大名誉教授 刑法 救援連絡センター代表）をコーディネーターに、清水雅彦さん（日体大教授 憲法）、石川裕一郎さん（聖学院大教授 憲法）、春日勉さん（神戸学院大教授 刑法）、安田浩一さん（ジャーナリスト）、山下幸夫さん（弁護士）が、パネラーとなって、各方面から活動家、研究者、弁護士、ジャーナリストらが、多様な角度から現状を洞察・分析し、闘いの方途を探る、充実した討論が交わされた。

来たる5月に予定されている伊勢志摩サミットに対しても、反治安法を闘う戦線をはじめ、多くの団体・個人が結集し実行委員会が形成され、5月8日（日曜）には、立ち上げの反対集会（14時～17時 南部労政会館 講演・田原牧）が、さらに5月22日（日曜）には、新宿デモが予定されている。今回のサミットに際しては、「テロ対策」を名目とした空前の戒厳体制が準備されている。まさに「テロとの戦い」を宣言した安倍政権にとっては、「テロ封じ」のために、事前弾圧、無差別の職質など、警察による人権侵害が予想されている。このサミット戒厳体制こそ、改憲で登場する「国家緊急権」（国家的緊急事態に際して内閣総理大臣に権限を集中）の予行演習とでもいうべきものだ。この態勢にNOの声を響かせることが、予想される改憲攻撃と治安法攻撃に反撃する不可欠の課題である。

国家権力による強権的支配に服従することを拒否し、権力に抗う者に対する弾圧・排除・排斥を許さず、「テロ対策」、「テロとの戦い」を名目とする、監視と治安管理体制の強化、治安法制の拡大に敢然と闘いを挑もう！

# 電力各社の安全無視の原発再稼働を許すな！

## ～電力自由化と再稼働問題～

沢井田徳雄

### 自由化とは

#### 資本主義的顧客獲得競争

九州電力の川内原発 1,2 号機に続き、関西電力高浜原発 3,4 号機が 2 月に再稼働された。新規制基準の元での再稼働は 4 機目である。さらに四国電力伊方原発 3 号機の再稼働が本年夏前にも目論まれている。しかも電力資本各社は、何とか金を掛けずの再稼働を行い、本年 4 月からの電力自由化、来年 7 月のガス自由化による、エネルギーの全面的な規制緩和による、熾烈な資本主義的顧客獲得競争を勝ち抜こうとしている。

電力の自由化とは、原発電気を使わずに再生エネルギー電力に期待をかける市民運動をしり目に、既存の電力各社の生き残りをかけた日本のエネルギー資本の大再編であり、サービス事業体を巻き込んだ新自由主義的資本主義の再編でもある。

その意味では、エネルギー資本各社の闘いは、個人の各家庭のメーターの奪い合いの時代にまで突入したということであり、日々の生活が資本主義的競争にさらされる時代に入り込んだということであろう。「電力自由化」を手放しで喜び、脱原発運動の推進と直接的に結びつけることは危険な行為でもあるのだ。

我々は「電力自由化」の本質を見極め、脱原発、反原発運動の拡大に何が問われていくのかを考慮していかなければならない。

#### 安全無視の再稼働を許すな

九州電力は川内原発 1,2 号機が再

稼働された後、今年 1 月 6 日、当初計画し原子力規制委員会への設置変更認可、工事計画認可の前提であった、免震重要棟の建設計画を撤回した。それがあたかも電力各社の申し合わせであったかのように、電力各社の全国 16 原発の内、11 原発で「免震重要棟建設方針撤回」を表明したのである。

免震重要棟は福島第一原発事故の 8 か月前にフクイチに完成し、コントロールセンターとして重要な役目を果たし、当時の東電社長も事故後の国会喚問の中で「あの施設がなかったらと思うとゾッとします」と答えている。2007 年 7 月の中越地震の経験から作られた六千平方メートルの免震構造の中に緊急時対策所があったことが、250 キロ圏の強制避難さえ予測された最悪の事態を回避することが出来たのである。

規制委員会は日本の原子炉等規制法や関連法規の抜け穴だらけの「世界で一番」ルーズな規制基準の裏をかかれた原発各社の、手抜き再稼働を許しているのである。

九州電力は当初 6600 平方メートルの免震重要棟建設方針を撤回し、170 平方メートルの「緊急時対策所」に切り詰め、渡り廊下でつないだ「支援棟」を作るというのである。

免震構造が地震の直接的なエネルギーを数分の一に減少することは、福島第一原発事故で検証済みである。

関西電力も当初、高浜原発に於いて 6000 平方メートルの免震重要棟建設を計画し、緊急時には 360 人の作

業員が一週間、外部の支援がなくても緊急対策ができ、基準地震動の 2 倍の揺れに対応出来ると建設計画を公開していたのである。福島第一原発事故の経験から原発過酷事故には必要な施設として計画されたのではないのか。

何故その方針が、たかだか 145 平方メートルの緊急時対策所で許されるのであろうか。

明らかに原発政策推進の元凶、経済産業省エネルギー資源庁黙認の出来レースである 30 年経過の MOX 燃料使用の高浜原発 3,4 号機が再稼働され、さらに関西電力は 40 年経過のオンボロ原発、高浜 1,2 号機の再稼働に向けた変更認可を規制委員会に提出し、規制委員会はそれを認可した。本来 40 年経過原発は廃炉が前提の新規制基準であった。

しかし官僚が作り上げた規制基準には「例外」という抜け穴が用意されていたのである。すでに 40 年原発廃炉方針は消え、「なんでもかんでも再稼働」が官民原子力共同体の方針であろう。こうして経産省の 2030 年の「ベースロード電源として原発電源 20～23% 確保」路線が実行されていくのであろうか。この方針は既存原発、新增設原発が約 25～30 機分の電力に該当するのである。

こうした原発再稼働方針の貫徹の為に「原発安全神話の再構築」が官民原子力共同体により宣伝、復活していくのであろうし、「電力自由化」「安い電気」の掛け声だけが叫ばれていくのであろう。それゆえ我々の反原発運動は、電力各社の免震重要棟建設撤回方針、オンボロ原発再稼働路線を糾弾する電力各社への攻勢的な闘いを作り上げなければならない。

# 移住労働者の労使紛争報告

## —ビルマ人労働者の案件から—

山口智之

(APFS 労働組合 執行委員長)

日本国内の外国籍住民は今や 223 万人を数えるに至った。ニューカマーの労働者は約 100 万人といわれている。私たち APFS 労働組合には 2007 年の設立以降 9 年間で 400 名を超える移住労働者が加入し、個別労使紛争を闘ってきた。その出身国はさまざまであるが、この数年多いのはビルマ（ミャンマー）国籍の組合員だ。周知のようにビルマは軍政が続いてきたが、昨年 11 月に行われた総選挙でアウンサンスーチー率いる民主化勢力 NLD（国民民主連盟）が大勝利し、今後は経済的、政治的に大きな変化が期待されるとして注目を集めている。

軍政時代は難民（人道的配慮としての在留特別許可を含む）として、また最近では技能実習生や留学生として在留資格を得た人々が多いビルマ人の労働相談にはいくつかのパターンがある。職種別でみると難民申請をした人々では居酒屋等の飲食店勤務が圧倒的に多い。技能実習生では女性が縫製会社、男性は水産加工や農業となる。留学生の就労場所は様々である。なお、留学生は原則就労不可であるが、入国管理局から資格外活動許可をもらった上で週 28 時間以内の就労であれば（風俗営業等を除き）認められている。こうしたビルマ人組合員の労使紛争を以下、いくつか紹介する。

### ① 30 歳代男性 在留資格「定住者（難民性による）」都内中華料理店勤務

10 年近く正社員として勤務し、厨房内でサブチーフとして活躍していた。反政府活動家ゆえに永年、母国

へ帰れずにいたが総選挙での民主派勝利により一時帰国が可能となった。

そこで上司の許可を得て 3 週間の休暇をとり里帰りをした。ところが日本に戻る際に航空会社のミスでチケットが入手できず、3 日間ビルマに足止めされてしまったのである。帰国後、出社すると上司から「無断欠勤したから別の人間を雇用した。明日から来なくてよい」と告げられた。無断欠勤といっても、止むを得ない状況下でのたった 3 日間に過ぎない。これが正当な解雇事由になるはずがない。ましてや解雇予告のない即日解雇だ。加えて給料明細から社会保険、雇用保険の未加入も判明した。これまで身を粉にして尽くしてきた会社が行った仕打ちにショックを受けた当該労働者は原職復帰ではなく、金銭解決を希望。使用者側代理人が人権派弁護士だったこともあり、2 回の団交ではほぼ満額回答を得て解決した。

### ② 20 歳代女性 在留資格「技能実習」岐阜県内縫製会社勤務

ビルマ国内ブローカーの「日本へ行けば稼げる」という口車に乗って借金をして日本へ来たものの、朝 8 時から夜 10 時までのミシン掛けを強制され休日も一カ月に 1、2 回しか与えられなかった。「貴重品は預かる」と実習実施機関（受入企業）の社長にパスポート、在留カードを取り上げられた。これは逃亡防止のための常套手段である。時給は最低賃金と同額。時間外及び休日出勤の割増賃金は支給されず、寮費や食費、社保の自己負担分を控除されて毎月の賃金は手取りで 8 万円程度であった。

加えて実習生は外出禁止、トイレに行く時間まで管理されていたという。彼女はあまりの過酷な状況に耐えられず在日同国人を頼って上京し当組合に加入した。

初回の団交でパスポート、在留カード返却と未払いの割増賃金を企業から支払わせた。また、その後数度にわたり監理団体（実習生受入の母体であり、企業において技能実習が適正に実施されているか確認、指導する義務を負う）も同席させた団交を開催。当該労働者の精神的苦痛に対する賠償金を企業と監理団体双方に支払わせた。

### ③ 20 歳代女性 在留資格「留学」②と同じ企業に勤務

企業が日本語学校入学及び入管手続きをした上、授業料まで肩代わりする条件で日本に入国した。しかし毎日、日本語学校に通学する時間以外の時間帯（早朝および夜間）に就労させられた。一日の労働時間は 8 時間を越えており休日もなかった。先述した留学生に許される週 28 時間の労働時間を大きく超えており会社の都合で入管法違反を強制されていたのである。また日本語学校の入学費や授業料は分割返済として毎月の賃金から引かれ、寮費、光熱費、食費の控除もあったため手取りは月に 5 万円ほどであった。あげく、学校卒業後 3 年間は同社に勤務する旨の契約書まで書かされていた（このような公序良俗に反する契約は法的に無効）。②と併せて団交を重ね、未払い賃金と賠償金を支払わせたが、信じがたい悪辣なケースであった。

このように、ビルマ人労働者は労使対等の原則など夢のまた夢、という現実を生きている。ビルマ人だけではない。移住労働者の多くは企業から使い捨ての労働力として扱われ、奴隷労働を強いられている。移住労働者の権利と尊厳を守る闘いは今後、ますます必要となるであろう。

# 多民族・多文化共生社会へ

## 3・6 マーチ・イン・マーチ開かる！

旭凡太郎

3月6日(日)上野水上音楽堂にて「ともに生きよう！多民族多文化共生社会」をかかげた、マーチ・イン・マーチの集会・デモが開かれた。1994年に日本で働く移住労働者が初めて労働条件と権利を訴える春闘を闘い、以降毎年3月に開かれる。東京労働安全センター、神奈川シティユニオン、全統一労働組合、APFS労働組合、全国一般東京南部、移住連、ABCジャパン、権利春闘実等で構成している。(約200人参加)

集会は首都圏なかまユニオンの「沖繩エイサー」踊りを前段に、権利春闘実行委からのあいさつに続き、神奈川シティユニオンの歌(オーソレミオ等)が、ユニオンでの不当労働行為との闘いの報告と一体化して行われた。続いて日本音楽協会からの歌が「働くものがいつか主人公に」の訴えとともに歌われた。合間に、司会のスレイマンさんの「22年間働いたのに、失業手当ももらっていない、日本はそういう会社が多すぎる、人間の命、夢を奪ってなにが日本経済の成功だ、労働組合をつくって尊厳が戻った」等の訴えがあった。

続いて、移住連の山岸さんからのスピーチがあった。1997年来全国ネットワーク組織として90団体、個人を集めてきた。労働力不足のもとで建設労働者、特区を設けての家事労働者、介護分野での労働力を受け入れようとしている。が、技能実習制度拡大のごとく奴隷制度、人身売買のもとにおこうとし、廃止を要求する、等今日の移住労働者問題の核心

を糾弾した。続いてAPFS労組テン・テン・ウィンさんが労組の8割がビルマ人、ビルマ民主化の可能性等を語り、赤・桃色の集団舞踏が舞台を覆った。続いてJAL原告団の報告、ジョニー・Hさんの歌に続き、在日朝鮮人申嘉美さんが、高校無償化から朝鮮人学校が外されている、高校生自身が提訴している、ヘイトスピーチ等「日本の恩恵を受けながら…」というが恩恵など受けていない、税金は払っているのに等訴えた。続いてカラカサン(川崎を拠点に活動している移住女性と子供の支援団体)の黒、黄、緑色のハワイアンダンス、バラッドショットの「ルーツ音楽」、セネガル・アフリカ人(全統一)の太鼓演奏があり、ABCジャパンの舞台を席巻するサンバで幕をしめ、デモに移った。

「多民族」「多文化」が集中し、マイノリティからの強い日本社会批判と運動を体現する集会・デモだった。同時に移住労働者問題は日本社会の矛盾が集中し、その闘い、連帯は日本プロレタリアートの闘いの一つの試金石をなすことを示しているのもあった。

一つには、日本帝国主義の戦争責任の未清算のもと差別と排外主義が色こく残り、難民、移住労働者の問題を、権利の保証としてではなく、治安問題としてしか考えられないということである。それは日本の難民認定の極端な少なさ(2015年の認定27人。アメリカは21,171人、ドイツは10,915人、フランスは9,099人

2013年。さらにシリア難民)である。これは戦前～戦後と一貫して、植民地～在日管理等治安機能を果たしてきた入国管理局に、難民認定という権利保障をも一元化させることに表される。(バブル期許容してきた非正規滞在30万人を、「テロ対策」等一挙に2014年6万人に縮小・強制送還したように)同時にグローバリズム・労働力の国際移動のもとで、差別・低賃金労働力としての使用を、そうした治安対策と一体化して進めようとしている。労働者、人間としてではなく。「単純労働者」は受け入れないという建前で、技能実習性(中国、アジア中心)、日系南米人等を「サイドドア」から導入している。前者は16万人で極端な低賃金(時給300円、500円も)、強制帰国、強制貯蓄、携帯・コンピュータ禁止、職場移動の自由なし、等現代の奴隷制といわれてきた。神奈川シティユニオンの多数である南米からの日系人労働者は(家族をふくめ30万人)自動車、電機等に集中したが、非正規雇用は8割、リーマンショック後失業率は26～47%、3割が帰国。またアベノミクスの一つである特区一家事労働者導入は労働法制の及ばない劣悪な労働条件拡大と見なされる。

これらは日本プロレタリアートの非正規労働者化、ワーキングプア、生活保護カット等の、より大きな「劣化」としてもある。移住労働者の権利保障なくして日本プロレタリアートの権利・発展もなし…こういう時代に今来ている。移住労働者の闘争、争議、団交、裁判は日本でも闘いの一角を構成している。日本の労働者、移住労働者の闘いの連帯、相乗化作用の時代、ということをもマーチ・イン・マーチは具現している。

## 【書評】デモと暴力

五野井郁夫 著

### 『「デモ」とはなにかー変貌する直接民主主義』

大来亀吉

昨年夏、今は亡き廣澤一男さんは会議の席上、話題になっている「SEALDs」について、「ゴノイ」というやつがイデオログになっていると憎々しげに、しかしユーモラスに語っていた。亡くなったときそのことを思い出し、すでに買い置きしていた五野井郁夫『「デモ」とはなにか』をめぐってみた。

大要は、3・11以降の政治風景(序章)から始まって、同時期のニューヨークのオキュパイ運動のレポ(二章)、次に大正時代から1970年代までを回顧し(三章)、デモなき消費社会の80年代(四章)、90年代から現在までの「祝祭」としてのデモ(五章)、最後に直接民主主義とわたしたちの政治(終章)、という具合に序章に還る構成となっている。3・11以降、そして昨年の安保関連法案を巡る大規模なデモの出現は、やっと巡ってきた「春」を思わせた。しかしそれ以上に、「クラウド化」、「サウンドデモ」など、それまでの動員型の、あるいは反権力の熱情を込めたデモとは全く異なるありかたに、戸惑いや違和を感じている—そうした向きには、70年代の「フォークゲリラ」を先哨とし、8-90年代のサブカルチャーの試みの中から、練り上げられていく事跡を報告した本書の内容は、参考になる。

じつのところ、私自身、ディスコサウンドなどの律動性の高い音楽をデモに取り入れてはと提案したことがあったが、かつて参加したフリー

ター・ユニオンのメーデーはまさにそれが現実化しており、耳をつんざく音圧は、さながら爆弾のカリカチュアであり、ミュージシャン達は逮捕を恐れない気概に溢れていた。ところが五野井さんによれば「暴力的イメージはなくなっている」とあり、デモは「暴力から祝祭」に換わったのだと云う。ここで言う「祝祭」とは死して再生する「溶融過程」としての叛乱とは程遠く、鈴木謙介氏のいう「カーニバル」、つまり共同再帰的に泡立ち消えていく「祭り」にすぎない。換言すれば五野井さんが好いと云ういう「デモ」はパレードのようなものだ。実態は別としても。

さらに五野井さんによれば、運動におけるクラウド—電子空間上に共有された情報—の使い方は「どうすれば安全に捕まらずに済むかを確認する」ことにあるそうで、「デモ」の共鳴器でなく、逮捕をひたすら恐れる臆病者のレーダーでしかないのである。著者自身報告しているオキュパイ運動にしても、数百人もの逮捕者を出しているのだが、五野井さんの手にかかるとすぐ釈放し、就職にひびかないというアメリカ気風の良さになってしまうのである。ガンジーにせよ、公民権運動にせよ、讃えるべきは、敵の暴力にノーガードで対峙したことのいさぎよさではないのか。まあ、ここまでは単なる怯懦で済ませてもいいのだが、「暴力」か「非暴力」かの二項対立で戦後日本の社会運動を裁断する段となると、とて

も座視できる内容ではない。曰くストは「非暴力直接行動」のひとつだ、血のメーデーや安保闘争には「暴力というネガティブなイメージ」がつきまとう—など。50年代、伸び悩む社会党、議席ゼロの共産党をのりこえて、労働者・住民によって担われた「平和な」諸運動にあっても逮捕、流血、誠首覚悟の強度で戦われたことにお構いなく、やたら「イメージ」を気にする観客民主主義を繰り返し、結論、「院内—院外」の弁証法を見出すのである。だがそれは警職法を廃案に追い込んだ58年当時の社会党の総括に酷似したものである。つまり「デモ」は落ち目社民政党の尻尾にすぎず、「直接行動」や「占拠」を昂進しようとすれば切られるほかないわけだ。だが、いずれも「草の根」から政治中枢へ、上へ上へと志向することに変わりはない。あるいは「現場」に膠着するか。それらは左翼政治の「かつてきた道」でもある。

たとえ「パレード」であったとしても、日ごろ分散した「なめんなよ」という想いが、街頭空間に集中して開放された事には変わりはない。ここで生じるひそかな問は、デモに行くことのなかった数多の沈黙もそこに表現されていることである。それは「代理表象」というよりドゥルーズの言う「副言」。江川隆男氏によればデモへの参加は偶発的な出会いにすぎない。つまり「リンゴを食べたアダム」の必然性ではなく、失恋したり、仕事をさぼったりした様々なアダムやイヴであるにすぎない。それを延長すれば、仕事が休めなかった、デートだったなどデモに行かなかった人々の様態にも往きつくはずである。運動主体はまず政治的、「現場」的に集中して形成され、やがて生活過程—つまり「声なき声」へ、展開していかなければならない。